

地域で支え合うための 個人情報保護について

弁護士 春野しおり

本日の予定

- 1 本日も話をする対象について
- 2 個人情報保護とはどういうことか
～最高裁判所の裁判例を見ながら
- 3 地域支え合いマップ作成に当たって気をつけること
- 4 時間が余ったら
～プライバシー侵害のお値段

1 本日のお話の対象

- 個人情報といっても、聞き手がどういう属性の人なのかにによって、関心をもつ点が異なる。
- 市の職員さんと、社会福祉協議会の職員さんと、自治会の役員その他の一般の人では、個人情報保護に関して、適用される法律等が異なる。

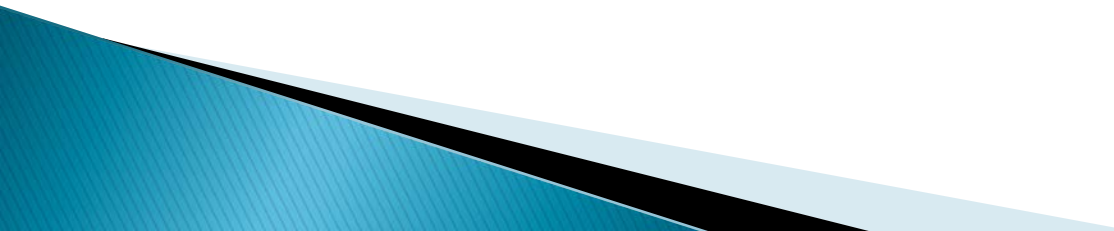
市の職員さん→(野々市市)個人情報保護条例

社会福祉協議会の職員さん→個人情報の保護に関する法律

自治会の役員その他の一般の方→適用される特別法はありません。

- 協働プロジェクトを推進していく上で、具体的に個人情報についてとまどいが出ているとのこと。
- 例として、一般の住民の皆さんが地域支え合いマップを作る上で個人情報の取り扱いについてどのように考えればいいのか、考え方からお話をする。

2 個人情報保護とは？

- 個人情報保護と言われても、いったいどういうことをしなければならないのかよくわからない。
 - そもそも保護されるべき個人情報って、どういう権利なの？ ということをしたら、権利を侵害したことになるの？ 個人情報保護法には書かれていません。
 - 最高裁判所の裁判例を見ながら、考えてみます。
- 

○最高裁平成15年 9月12日早稲田大学江沢民主席講演 会名簿提出事件

事案の概要

- ▶ 早稲田大学が平成10年に、当時の中国の国家主席であつた江沢民の講演会を企画し、これに参加を希望する人に対して、参加申込書に氏名、住所、電話番号、学生については学籍番号を記載して提出させ、名簿を作成しました。警視庁は、首席の警備のために必要だからとして講演会参加希望者の名簿を提出するよう早稲田大学に要請し、早稲田大学は要請に応じて講演会に参加する学生の名簿を事前に警視庁に提出しました。
- ▶ これを知った学生の一部が、「大学が名簿を無断で警視庁に提出したのは、プライバシーを侵害する不法行為」と主張して、平成11年に早稲田大学に対して損害賠償を求める訴訟を起こしました。

- ▶ 第一審(東京地方裁判所)では学生は敗訴しました。控訴審(東京高等裁判所)でも学生が敗訴しましたが、学生を敗訴させた裁判所の理由の一つは、「本件個人情報は、もとよりプライバシーの権利ないし利益として法的保護に値するものであるが、その個人情報がより高度に他者に開示されたくない性質の情報であるとまでは認められない」というものでした。これを不服とした学生は、最高裁判所に上告しました。
- ▶ **判断**
- ▶ 「本件個人情報は、早稲田大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提供を求めたものであるところ、学籍番号、氏名、住所および電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」

○ この事例で、最高裁判所は、氏名、住所、電話番号などの個人情報「プライバシーにかかる情報(である)」としました。

○ 結論として最高裁判所は、「(大学は)容易に同意を得られたのにその同意をとらず、警察に名簿を開示した行為は個人情報を提供した者の期待を裏切る行為であり不法行為となる」「大学が名簿を警察に開示した理由などとは関係ない」といったこと言って学生を勝たせました。

▶ ○最高裁平成20年 3月 6日住基ネット訴訟

▶ 事案の概要

- ▶ 市民が、住基ネットはプライバシー侵害であると主張して、国を相手に自己の住民票コードの削除を求めた事案。高等裁判所が原告の訴えを認めたことから、国が最高裁判所に上告しました。結論としては、最高裁は国の主張を認めて削除を認めませんでしたでしたが、その中で個人情報に関して次のように判断しました。

▶ 判断

- ▶ 「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される」



○ 最高裁は特にプライバシーという言葉を使わず、
誰でも個人に関する情報は正当な理由なく公表されない自由を持っていると判断した。

○ まとめ

個人情報とは、プライバシーにかかる情報、つまり正当な理由なく第三者に開示または公表されない権利である。

◎個人情報(プライバシー)の侵害態様

- 個人情報は広い意味でのプライバシーである。
今後は、個人情報という言葉ではなくプライバシーという言葉を使います。
- プライバシーを収集することはプライバシー侵害になるか？
→なりうる。防犯カメラの事例

○ プライバシーを利用したら、プライバシー侵害になるか？第三者に開示したり公表したら侵害になる。問題は、開示や公表以外の方法での利用。

→利用自体がプライバシー侵害になる事例が思い浮かばない。

○ プライバシー侵害態様の図

収集 → 侵害になりうる。可能性はそれほど高くない。

利用 { 自己利用 → ?

第三者への開示 → 侵害の可能性高い。

(過失による漏洩も含む)

3 地域支え合いマップ作成を例として

- プライバシー侵害の可能性が常に残り、安心してマップを作れない。
- 唯一安心できる場合が、**本人の同意**を得た場合。
- 具体的場面に即して考えてみる。

▶ Q1

▶ マップ作成のとっかかりの場面で、まずは、一人暮らしの高齢者の家がどこにあるか知りたいと思っています。自治会の会長がマップ作成に関わっているメンバーや、自治会の会員に呼びかけて情報提供を募ったところ、色々情報が集まりました。早速集まった情報をそのままマップに記入していいでしょうか。マップに記入した後は、見守り活動に生かすために、活動協力者にマップを見てもらい情報共有する予定です。

▶ A: 情報共有する場面でプライバシー侵害となる可能性があります。

▶ Q2

- ▶ マップ作成のとっかかりの場面で、まずは、一人暮らしの高齢者の家がどこにあるか知りたいと思っています。マップ作成に関わっているメンバーや、自治会の会員に呼びかけて情報提供を募ったところ、「知っているけれども、それを他人に話すことはプライバシーの侵害になるかもしれないので、教えていいかどうか不安です。プライバシー侵害にならないという保証がほしい」と回答する方が続出し、マップの作成がままなりません。どうしたらいいのでしょうか。
- ▶ A: プライバシー情報の主体から同意を得ない限り
- ▶ 保証はできません。

▶ Q3

- ▶ マップ作成の場面で、この家の住人とこの家の住人が支え合っているという情報があり、それを記入しようと思いますが、そのままマップに記入していいでしょうか。マップに記入した後は、見守り活動に生かすために、活動協力者にマップを見てもらおう予定です。



- ▶ A: 考え方としては、Q1と同じです。

▶ Q4

- ▶ 第三者へ正当な理由なく開示することがプライバシー侵害になることはわかりましたが、第三者とはどういう人のことを指すのでしょうか。会社などの法人の場合、従業員は第三者にはあたらないと思いますが、自治会も自治会の役員あるいは会員だったら第三者に当たらないのではないですか。

- ▶ A: 自治会役員以外は、「第三者」に該当すると考えた方がいいのではないか。

◎同意をとることの意義

- 同意を「とらなければならない」とネガティブに考えるべきではない。
- 同意をとる過程でこの活動を周知することにもなり、多くの人にこの活動を知ってもらうきっかけとなり得る。
また、見守られる側の人もこの活動に参加させるきっかけとなりえて、さらに充実した見守り活動になる可能性も秘めている。

- ▶ ○ 同意が得られなかった場合は、無理をしない。
- ▶ 活動をしている人に不安が残る。

◎同意をとるに当たってまずやること

○ どのようなことについて同意をするのか、明確にしなければ同意をとる意味がない。

「第三者」の範囲が明確になるよう、自治会の中にたとえば「地域支え合いマップ作成・運用部会」という特別の部会を作り、その部会独自の個人情報管理規約を作成してみてはどうか。これによって、利用目的や同意の範囲も明らかにできる。

◎情報管理の方法

○ 地域支え合いマップは有る程度の範囲の人と情報共有することが前提となっている。

協力者と、マップ作成主体が協定書を交わしたり、協力者から個人情報了他に漏らさない旨の誓約書を受け取るなどが考えられる。

マップの管理には念には念を入れて。

第4 時間が余ったら ～プライバシー侵害の値段

○ プライバシー侵害と認めた裁判でも、慰謝料の額はそれほど高くない。

先ほど紹介した最高裁判例では、一人につき5000円であった。

○ とはいえ、プライバシー侵害を巡って紛争にならないよう気をつけるに越したことはない。

1 所在地



はくさん ののいち ほうりつじむしょ

白山・野々市法律事務所

弁護士 長門 達志(金沢弁護士会所属)

弁護士 春野しおり(金沢弁護士会所属)

TEL 076-259-5930

〒921-8815 石川県野々市市本町5-1-41タウビル1階

[ホームページもご覧ください \(hakusan-nonoichi-law.com\)](http://hakusan-nonoichi-law.com)

【相談日時】

平日 月曜日～金曜日／午前9時～午後6時 (予約があるとスムーズです)

相談のご予約は上記電話番号まで、お気軽にお電話下さい。

＊土日・夜間の相談及び出張相談についても御相談の上対応いたします。